

件名：リモートアクセスサービス提供業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

リモートアクセスサービス提供業務仕様書

I 業務の目的

農林水産省においては、農林水産省行政情報システム（以下「本省LANシステム」という。）を整備し、情報共有、情報の受発信を行っている。

本業務は、省外（日本国外を含む。）の職員が本省LANシステムを利用できるようにリモートアクセス環境を整備することを目的とする。

II 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

III 作業計画

1 本業務の実施に当たっては、以下の（1）～（3）について、それぞれに示す項目を記載し、契約締結後5日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に大臣官房統計部管理課情報室（以下「担当部署」という。）へ提出し、承認を得ること。

（1）作業実施計画書

ア 業務に係わる全ての作業者の所属、氏名、有する資格

イ 連絡体制図

（2）基本設計書

ア サービスの全体概要

イ セキュリティ設計

（3）詳細設計書

ア システム設計

イ ネットワーク設計

ウ ユーザー認証機能設計

エ セキュリティ設計

IV 業務内容

本省LANシステムに対し、省外から携帯電話及びインターネットを利用して、ファイル共有及びメール送受信等、情報共有を図るリモートアクセスサービスを提供することとし、当該システムに必要なサービス及び要求を満たすために必要な回線等サービスの提供、本省LANシステムとの連携、保守、

運用、教育支援を行うものである。

なお、本調達は、別途構築済みの別紙1「リモートアクセスシステム用機器（シンクライアントシステム）」と連携させ、省外にデータを持ち出すことなく作業ができるセキュアな環境を提供するものとし、最新の技術動向を考慮して、当省の業務上最適な構成によるサービスを提供すること。各々の詳細は次のとおりとする。

1 リモートアクセスサービス機能要件

- (1) パソコンを利用し、通信速度最大384kbps以上の第3世代携帯電話、データ通信機器（USB接続、PCカード接続、Express card接続、Wi-Fi接続等）及びインターネット接続を用いて、省外から当省ファイアウォールを経由し、本省LANシステムのグループウェアの利用、本省LANシステムを利用したインターネット接続及びファイルサーバーデータの共有を可能とすること。

なお、セキュリティを担保した上で、本省LANシステムにSSL-VPN技術またはIP-SEC技術を用いアクセスできるサービスを提供すること。

- (2) リモートアクセスサービスを提供する機器は、物理的セキュリティの担保されたデータセンタ等に設置してあり、インターネットの脅威からファイアウォール、IDS等で常時監視され、セキュリティが担保されていること。

- (3) リモートアクセスサービスでユーザー認証を提供すること。

- (4) ユーザー認証はトークンを必要としない、乱数表中の位置情報を活用する等の、ワンタイムパスワード方式を用いること。

また、最低パスワード桁数（4桁以上）を定めることが可能であり、専用のソフトウェアを用いることなくブラウザで認証画面を表示できること。

- (5) 認証後のログイン過程で、アクセス端末上の特定のファイル、レジストリ、プロセス起動、通信ポート状態、セキュリティ対策の有無のうち、2つ以上のチェックを行い、条件を満たさないパソコンの接続を拒否する機能を有すること。

- (6) 暗号化通信により、安全でかつ様々なプロトコル通信（Mail、業務で使用するファイル、Web）が可能なこと。

- (7) 受注者側サービス提供設備から当省まで閉域網で接続することとし、アクセス回線は、最大100Mbpsのベストエフォート型回線とする。

なお、アクセス回線契約費用、回線工事費用、回線利用料、アクセス回線に必要なルーター提供についても本調達の範囲内とする。

- (8) 当省が利用を受けるサービスは、リモートアクセスサービスへの登録ユーザー数が400ユーザー以上であり、同時アクセス数が50ユーザー以上であること。

2 シンククライアントシステムの設定

パソコンを利用し、外部から本省LANシステムのグループウェア、インターネット接続及びファイルサーバーデータの共有を利用するため、当省が指定する機器に対して本業務によるサービスの連携が円滑に行われるようシンククライアントシステムの設定を行い、担当部署の指示に従い既存サーバーとの連携を行うこと。

設定に当たって機器類及びソフトウェアが必要な場合は、担当部署と協議の上、受注者が用意すること。

また、シンククライアントシステムの設定に当たっては、下記の作業を実施すること。

- (1) 切断状態のセッションを一定時間経過後にログオフさせ、ログオフするまでの時間はログインしているユーザー数によって自動的に変更できるよう設定すること。
- (2) ユーザーがサーバーにログイン可能であることを監視し、ログイン不可能な状態になった場合、担当部署が指定する連絡先へアラートが送付されるよう設定すること。
- (3) CPU占有率が閾値を越えたプロセスに対して、実行優先度を下げ、CPU負荷の調整を行うことができるよう設定すること。
- (4) プロセス／ユーザー毎のメモリ使用状況の履歴を確認できるよう設定すること。
- (5) 各サーバーのセッション状況（アクティブ、切断）の履歴を確認できるよう設定すること。

3 接続試験等

試験の実施に当たっては、事前には試験計画書を、終了後には試験結果報告書を担当部署へ提出すること。

- (1) 受注者が提供するリモートアクセスサービスと、シンククライアントシステムを用いて、総合試験を実施すること。
- (2) 接続試験に必要な機器類は受注者が用意すること。
- (3) 受注者側の機器で正常動作確認後は、担当部署が指定する検証用機器を用いて検証すること。
- (4) 試験項目の主なものは下記ア～エとし、詳細な項目については担当部署に提案をし、協議の上決定すること。

ア ノーツメールの送受信等

イ ノーツ掲示板の利用（掲示文書の作成及び読み込み等）

ウ 本省LANシステム環境を利用したインターネット接続の正常動作確認

エ 一太郎、エクセル、パワーポイントファイルの利用（既存データの読み込み、修正、保存及び新規データの作成、保存等）

4 マニュアル作成及び教育支援

(1) 管理者用マニュアル及びシステム運用マニュアルを作成し納入すること。なお、本システムの運用方法について、このマニュアルを基に、管理者を対象に2日の教育を実施すること。

(2) 管理者用マニュアルには、リモートアクセスサービスへのユーザー登録や削除、変更などに関する記述を含めて記載し、リモートアクセスサービス障害時やヘルプデスクの連絡先を明記すること。

(3) 利用者用マニュアルを作成し納入すること。なお、システムに不慣れた利用者があることを想定し、理解しやすい平易な操作手引書とすること。

(4) 利用者用マニュアルには、本業務によるサービスに必要な通信用ソフトウェア及びドライバのインストール、設定方法の他、障害発生時の対応方法（システム管理者等の連絡先）等を明記すること。

(5) 管理者用マニュアル及び利用者用マニュアルに、下記項目について記載すること。

ア OSのセキュリティパッチ適用方法

イ ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新方法

5 運用支援

人事異動等に伴う設定変更について、担当部署の指示に従い、利用者登録作業及び接続機器に関する登録作業を随時実施すること。

V 前提条件

1 本業務は受注者が責任をもって行い、基本的に再請負をさせないこと。

なお、再請負が必要な場合には必要最小限度とすること。やむを得ず本業務の一部を再請負させる場合、申請書を提出し、発注者の承認を得ること。

この場合、申請書には以下の項目を記載すること。

(1) やむを得ず再請負が必要となる理由及び再請負範囲。

(2) 再請負先と再請負業務に関わる守秘義務契約を締結する等、情報の取り扱いに十分配慮した措置がとられている旨を証明するもの。

(3) 本業務の履行に当たり、再請負先が行う作業等について、受注者が責任を負う旨を証明するもの。

2 リモートアクセスに必要な回線は閉域ネットワークで行うこと。

なお、当省環境に接続するに当たって必要な機器等（ルーター、スイッチングハブ、LANケーブル）は受注者が用意し、その費用についても受注者で負担すること。接続に必要な機器等については、故障等の障害対策を考慮し、予備を用意すること。

3 本業務の履行に当たり必要となるソフトウェアが生じた場合は、受注者が用意すること。

なお、ソフトウェアは社会的に広く稼働実績があり、既存セキュリティホールに対する対策がとれているものを用いること。

また、ライセンス数の不足が起こらないようにすること。

4 農林水産省で稼働している他システムの運用を停止させることなく作業を行うこと。

ただし、やむを得ず一時的に停止せざるを得ない場合は、担当部署と協議の上、その指示に従うこと。

5 本システムを導入するために、既存の本省LANシステム環境に影響を与えないこと。

また、本省LANシステムの設定変更等が必要な場合は、事前に十分な打ち合わせを実施した上で行うこと。

6 本省LANシステムの実環境へのインストールを実施する場合には、必ず担当部署の立会いのもとに行うこと。

7 次に示す調整作業、動作確認作業については、受注者が担当部署の指示のもと実施するものとする。

(1) 現有資産の稼働環境の調整とその正常動作の確認を行うこと。

(2) 本仕様を満たすための調整作業一切を行うこと。

なお、当該調達に必要な調整作業等に費用が発生する場合はこれを受注者が負担すること。

8 環境設定、障害対応等については、担当部署の許可を得た上で実施すること。

VI 保証

1 受注者は、次の事項について、契約期間にわたり円滑かつ誠実に実施可能な体制を有するものとする。

(1) 本業務で用いたソフトウェア（カスタマイズがある場合はその部分も

- 含む。)の動作保証を行うこと。
- (2) 上記(1)のソフトウェアに係る不具合対応、各機器との接続調整等の修復・調整、相談対応及び運用管理を行うこと。
- なお異常等が生じた場合には、受注者の負担でその補修等の作業を行うこと。
- 2 すべての納入物件については、過去において出荷・稼動実績を有し、十分に高い信頼性を持っていること。

VII 問い合わせ対応等

- 1 本システムに係る担当部署からの問い合わせは、開庁日(9:30~18:30)については、連絡後1時間以内に対応可能とすることとし、それ以外については、連絡を受けられる体制を整えること。
- なお、緊急時には、担当部署の求めに応じて対応すること。
- 2 運用に関しては、カスタマエンジニア、システムエンジニアを含む十分な体制を確保すること。また、責任者を定め、責任体制を明確にすること。
- 3 本システムの利用にかかる障害全般に対する対応窓口を設置し、障害の種類、原因調査、復旧作業の切り分け、内容の報告、他の関連請負業者との協議等を速やかに実行できる体制を確保すること。
- 4 障害復旧等の完了後は、作業内容(原因及び対応等)を記載した報告書を提出すること。

VIII 納入物

納入物としては、以下の物品を納入すること。

- 1 作業実施計画書 1部
- 2 基本設計書 1部
- 3 詳細設計書 1部
- 4 試験計画書及び試験結果報告書 1部
- 5 システム運用マニュアル 1部
- 6 管理者用マニュアル 1部
- 7 利用者用マニュアル 1部
- 8 本業務に係る納入物一覧 1部
- 9 上記1から8を収録した電子媒体 1式

なお、担当部署へ提出し承認を得た上で、1から8についてはファイリングし、9については電子媒体で納入すること。

Ⅸ 納入期限

契約締結後5日（行政機関の休日を除く。）以内。

ただし、上記「Ⅷ納入物」の「4試験計画書及び試験結果報告書」のうち「試験結果報告書」については接続試験終了後、速やかに担当部署へ提出すること。

X 納入場所

農林水産省大臣官房統計部管理課情報室

XI 知的財産等

- 1 受注者は本契約に関して当省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び本契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること（本件において知り得た事項については外部に漏らさぬこと。）。
- 2 本契約履行過程で生じた納入成果物に関しての著作権等の取扱いは、次の定めるところによること。
 - (1) 受注者は著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を当省に無償で譲渡すること。
 - (2) 当省は著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3項又は第4項に該当しない場合においても、その使用のために仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）を改変し、また、任意の著作権名で任意に公表することができるものとする。
 - (3) 受注者は当省の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないこと。
- 3 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、当省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について都外許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争の原因が専ら当省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当省は係る紛争とに事実を知

ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

XII 個人情報の扱い

1 個人情報の取扱いに係る事項について当省と協議の上決定し、書面にて提出すること。

なお、以下の事項を記載すること。

(1) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱い責任者等の管理体制

(2) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）

2 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に非陸奥保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。

3 個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去すること。

なお、受注者は廃棄作業が適切に行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

4 受注者は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該契約に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

5 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

XIII 情報セキュリティの確保

1 業務遂行に当たっては。「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」「農林水産省における情報セキュリティ対策基準」及び別紙2「情報セキュリティに係る遵守事項」について遵守すること。

- 2 本業務を行うに当たって情報管理責任者を明確に定め、責任者の所属、氏名等を記載した情報管理責任者と個人情報取扱責任者が同一の場合には、その旨を記載すること。
- 3 本業務の受注、施行に当たって知り得た全ての事項については契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。秘密保全に関することは、担当部署の指示に従うこと。
- 4 本業務の受注、施行に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結すること。
- 5 本業務において知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、端と部署に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。
なお、事案の発生後は事態の収拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。
また、受注者以外の作業も含め、対処に係る費用は全て受注者が負担すること。
- 6 受注者環境に本業務に必要な情報以外を保持することのないよう、不要になった情報は適宜、担当部署に返却を行うこと。
- 7 使用するソフトウェアについては、既知のセキュリティホールに対するセキュリティ対策を行うこと。

XIV 応札者の条件

応札者は、次の条件を満たすことし、事前に条件を満たすことを証明する資料等の写しを提出すること。

- 1 情報セキュリティ実施基準である財団法人日本情報処理開発協会のISMS認証基準（JIS Q 27001、JIS Q 27002、ISO/IEC27001）によるISMS認証取得事業者又は、財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者の認証を有していること。
- 2 品質マネジメントシステムの国際規格である国際標準機構のISO9001（認定範囲「33情報技術」、登録範囲「情報通信システム」に係る内容）の認定を有しており、これらに準ずる設計・施工・保守が行えること。

XV その他留意事項

- 1 本仕様書に定めのない事項については、担当部署と必要に応じて打合せを行うこと。
- 2 本業務完了後は、作業完了報告書を担当部署へ提出すること。

XVI 疑義等の照会

本仕様書について疑義等のある場合は、質問書（任意様式）を作成し担当部署へ提出すること。

なお、質問書に対する回答は適宜行う。